

25 日 獣 発 第 215 号

平成 25 年 10 月 29 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令等の施行について

このことについて、平成 25 年 10 月 15 日付け 25 消安第 3342 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、本年 5 月 30 日付けで公布された、①「薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令」及び②「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（動物用医薬品の使用の規制に関する省令の全部を改正する省令）」が、本年 11 月 30 日に施行され、それに伴い③「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」も別紙新旧対照表のとおり改正し、同じく本年 11 月 30 日から施行することを、別添写しのとおり各都道府県知事宛てに通知した旨、了知の上、本会会員に、周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



25消安第3342号
平成25年10月15日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令等の施行について

本年5月30日付けで公布された薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第43号）及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（動物用医薬品の使用の規制に関する省令の全部を改正する省令（平成25年農林水産省令第44号））が、本年11月30日に施行されることを踏まえ、今般、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、このことについて貴会会員への周知をお願いします。



写

25消安第3342号
平成25年10月15日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令等の施行について

近年、人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある化学物質については、医薬品等として食用動物へ使用することの禁止等が国際的に検討されているところです。

我が国では、このような国際的な状況を受け、食品の安全性を一層確保する観点から、当該物質を含有する未承認医薬品、愛玩動物や観賞魚を使用対象として承認された動物用医薬品及び人用医薬品の対象動物（牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち及び食用に供するために養殖されている水産動物をいう。以下同じ。）への使用を禁止することを目的として、薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第43号）及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（動物用医薬品の使用の規制に関する省令の全部を改正する省令（平成25年農林水産省令第44号））が平成25年5月30日付けで公布され、平成25年11月30日から施行されることとなりました。

これらの改正の趣旨、内容、経過措置等は下記のとおりです。また、これらの改正に伴い、薬事法関係事務に係る技術的な助言について（平成12年3月31日付け12畜A第728号農林水産省畜産局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年11月30日から施行することとしましたので、御了知の上、貴管下関係者に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知においては、今般の改正前の「薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令」を「旧適用除外省令」と、「動物用医薬品の使用規制に関する省令」を「旧使用規制省令」と、改正後の「薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令」を「改正適用除外省令」と、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」を「新使用規制省令」と、それぞれ略称します。

記

1. 未承認医薬品の獣医師による例外的使用の禁止（改正適用除外省令第2号及び第3号並びに別表関係）

未承認医薬品については、薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条の3の規定に基づき、対象動物への使用は原則禁止されているが、同条た

だし書並びに旧適用除外省令第2号及び第3号の規定に基づき、試験研究の目的で使用する場合、獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で使用する場合及び対象動物の所有者等が獣医師から医薬品を交付され、その指示に従い当該対象動物に使用する場合には、例外的に対象動物に使用することができることとされていたところ。

一方、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）においては、遺伝毒性や発がん性等の懸念から食品において検出されてはならない物質が規定されており、これらの物質を含有する動物用医薬品等が対象動物に使用された場合、肉、乳その他食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれがある。このため、今般、これらの物質のうち動物用医薬品として用途のある13物質^{*1}（以下「規制対象物質」という。）を含有する未承認医薬品については、例外的な使用も禁止することとされた。

※1：カルバドックス、クマホス、クロラムフェニコール、クロルプロマジン、ジエチルスチルベストロール、ジメトリダゾール、ニトロフラゾン、ニトロフラントイン、フラゾリドン、フラルタドン、マラカイトグリーン、メトロニダゾール、ロニダゾール

2. 愛玩動物用及び観賞魚用の動物用医薬品の使用の規制の新設（新使用規制省令第2条から第4条まで関係）

動物用医薬品であって、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳などの畜産物にその成分が残留し、人の健康を損なうおそれのあるものについて、農林水産大臣は、法第83条の4第1項の規定に基づき、農林水産省令で、その使用者が遵守すべき基準を定めることができることとされているところ。

今般、愛玩動物用及び観賞魚用として承認されている動物用医薬品のうち、規制対象物質を含有するものについて、1と同様の趣旨に則り、食用に出荷する対象動物等への使用を禁止する等の規制が新設された。具体的な規制の内容は、4から6までに定めているとおりである。

3. 人用医薬品の使用の規制の新設（新使用規制省令第6条から第8条まで関係）

対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる人用医薬品であって、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳などの畜産物にその成分が残留し、人の健康を損なうおそれのあるものについて、農林水産大臣は、法第83条の5第1項の規定に基づき、農林水産省令で、その使用者が遵守すべき基準を定めることができることとされているが、旧使用規制省令において当該基準は定められていなかったところ。

今般、人用として承認されている医薬品のうち、規制対象物質を含有するものについて、1と同様の趣旨に則り、食用に出荷する対象動物等への使用を禁止す

る等の規制が新設された。なお、具体的な規制の内容は、愛玩動物用及び観賞魚用の動物用医薬品に対するものと同様であり、4から6までに定めているとおりである。

4. 愛玩動物用及び観賞魚用の動物用医薬品並びに人用医薬品の対象動物への使用禁止（新使用規制省令第2条及び第6条関係）

犬、猫等の愛玩動物用及び観賞魚用として承認されている動物用医薬品のうち規制対象物質を含有するもの^{*2}（新使用規制省令別表第3。以下「規制対象愛玩動物等用医薬品」という。）並びに人用として承認されている医薬品のうち規制対象物質を含有するもの^{*3}（新使用規制省令別表第4。以下「規制対象人用医薬品」という。）について、食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用を「使用禁止用途」として規定し、禁止することとされた。

※2：現在、愛玩動物用及び観賞魚用の動物用医薬品として用途のある3物質（クロラムフェニコール、ニトロフラゾン、マラカイトグリーン）を含有するもの

※3：現在、人用医薬品として用途のある3物質（クロラムフェニコール、クロルプロマジン、メトロニダゾール）を含有するもの

5. 獣医師による規制対象愛玩動物等用医薬品及び規制対象人用医薬品の使用に係る出荷禁止の指示（新使用規制省令第3条及び第7条関係）

規制対象愛玩動物等用医薬品及び規制対象人用医薬品は、対象動物に使用する目的で製造販売を承認されたものではない。このため、当該動物用医薬品又は医薬品の対象動物への使用は、使用禁止用途以外の使用であっても、投与の必要性を十分考慮の上、真にやむを得ないと判断される場合に限るべきである。

やむを得ず当該動物用医薬品又は医薬品を使用禁止用途以外の用途で対象動物に使用する場合、獣医師は、その診療に係る当該対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならない旨を新使用規制省令別記様式第1号の出荷禁止指示書により指示しなければならないこととされた。

なお、出荷禁止指示書については、当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等が誤って食用に供するために出荷されることのないよう、当該対象動物の所有者又は管理者が適切に保管するとともに、当該対象動物の所有者又は管理者に変更が生じる場合には、確実に引き継がれるよう措置する必要がある。

6. 使用禁止用途以外の使用に係る帳簿への記載（新使用規制省令第4条及び第8条関係）

規制対象愛玩動物等用医薬品及び規制対象人用医薬品を使用禁止用途以外の用

途で対象動物に使用した場合、当該医薬品の使用者は、当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺、水揚げ又は出荷してはならない旨等を帳簿に記載するよう努めなければならないこととされた。

7. 新使用規制省令の施行前の動物用医薬品の使用（新使用規制省令附則第2条関係）

新使用規制省令の施行前の使用に係る動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準については、新使用規制省令の施行後も旧使用規制省令に規定する使用禁止期間等によることとされた。

8. 新使用規制省令の施行前の出荷制限期間の指示（新使用規制省令附則第3条から第5条まで関係）

旧使用規制省令第4条の規定に基づき行われた出荷制限期間の指示については、新使用規制省令の施行後も引き続き有効であることとされた。また、新使用規制省令の施行の際現に旧使用規制省令別記様式により使用されている出荷制限期間指示書については、新使用規制省令の施行後も引き続き有効であることとされた。

なお、新使用規制省令の施行の際現に存する旧使用規制省令別記様式用の紙（未使用の出荷制限期間指示書）は、当分の間、記載事項を修正するなどして、新使用規制省令別記様式第2号に代えて引き続き使用できることとされた。

9. 添付文書及び直接の容器等の記載事項に係る経過措置（新使用規制省令附則第6条関係）

今般の改正により、規制対象愛玩動物等用医薬品については、食用に供する対象動物等に使用してはならない旨等が当該医薬品の直接の容器・添付文書等に記載されていなければ、販売、授与等を行ってはならないこと（法第50条、第52条及び第55条第1項並びに動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第171条第7号及び第176条第4号）となるが、新使用規制省令の施行後6か月を経過する日までの間の販売、授与等については、これらの事項を記載しないこともできることとされた。

10. 罰則に係る経過措置（新使用規制省令附則第7条関係）

新使用規制省令の施行前に行った行為及び新使用規制省令の附則によりなお従前の例によるとされた事項に係る新使用規制省令の施行後に行った行為に対する罰則については、旧使用規制省令の規定によることとされた。

「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」(平成12年3月31日付け12畜A第728号)の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1 動物用医薬品等への該当性について</p> <p>1 動物用医薬品</p> <p>動物用医薬品(以下、<u>第8を除き</u>「医薬品」という。)の範囲は、その成分及び分量、用法及び用量、効能又は効果等を総合的に判断して決定すべきものである。動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物又は動物の身体構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物については、動物用医薬部外品又は動物用医療機器に該当する場合を除き、承認の有無にかかわらず医薬品に該当する。また、動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号。以下「規則」という。)第1条第3項及び動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令(昭和36年農林省令第4号。以下「動生剤省令」という。)第1条の生物学的製剤の定義中「これらに類似する医薬品」とは、血漿若しくは血清グロブリンの類又はこれらの乾燥製剤のような物を指す。なお、動物に経口的に給与する物が動物用医薬品等として法の適用を受けるべき物であるかの判断については、動物用医薬品の範囲に関する基準(平成20年4月11日付け19消安第14721号農林水産省消費・安全局長通知)を参考とされたい。また、医薬品であるか否かについて疑義がある場合には、品目の具体例について成分及び分量、用法及び用量、効能又は効果等を記載して、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課(以下「畜水産安全管理課」という。)に照会されたい。</p>	<p>第1 動物用医薬品等への該当性について</p> <p>1 動物用医薬品</p> <p>動物用医薬品(以下「医薬品」という。)の範囲は、その成分及び分量、用法及び用量、効能又は効果等を総合的に判断して決定すべきものである。動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物又は動物の身体構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物については、動物用医薬部外品又は動物用医療機器に該当する場合を除き、承認の有無にかかわらず医薬品に該当する。また、動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号。以下「規則」という。)第1条第3項及び動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令(昭和36年農林省令第4号。以下「動生剤省令」という。)第1条の生物学的製剤の定義中「これらに類似する医薬品」とは、血漿若しくは血清グロブリンの類又はこれらの乾燥製剤のような物を指す。なお、動物に経口的に給与する物が動物用医薬品等として法の適用を受けるべき物であるかの判断については、動物用医薬品の範囲に関する基準(平成20年4月11日付け19消安第14721号農林水産省消費・安全局長通知)を参考とされたい。また、医薬品であるか否かについて疑義がある場合には、品目の具体例について成分及び分量、用法及び用量、効能又は効果等を記載して、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課(以下「畜水産安全管理課」という。)に照会されたい。</p>

2～4（略）

第2～第6（略）

第7 未承認医薬品の使用の禁止について

未承認医薬品（直接の容器又は直接の被包に法第50条（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項が記載されている医薬品以外の医薬品をいう。以下同じ。）の使用の監視については、次の事項に留意の上、指導をお願いする。

（1）薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成15年農林水産省令第70号。以下「適用除外省令」という。）の別表に掲げる物質は、食品衛生上人の健康への悪影響が特に大きいとされている物質であることから、獣医師は、同令第2号又は第3号の規定に基づき、その診療に係る対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的であっても、これらの物質を含有する未承認医薬品を対象動物に使用し、又は当該対象動物の所有者若しくは当該対象動物を管理する所有者以外の者に交付してはならないこと。

（2）～（4）（略）

第8 使用基準の遵守指導について

1 対象となる動物用医薬品及び医薬品

（1）第8において、「医薬品」とは、法第2条第1項に規定する医薬品（動物用医薬品を除く。）をいう。

（2）動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号。以下「使用規制省令」という。）

2～4（略）

第2～第6（略）

第7 未承認医薬品の使用の禁止について

未承認医薬品（直接の容器又は直接の被包に法第50条（法第83条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項が記載されている医薬品以外の医薬品をいう。以下同じ。）の使用の監視については、次の事項に留意の上、指導をお願いする。

（1）～（3）（略）

第8 使用基準の遵守指導について

1 対象医薬品

（1）対象医薬品は、その家畜及び養殖水産動物に対する使用の実態、畜産物等への残留による人体への影響の可能性等

の対象となる動物用医薬品及び医薬品は、その家畜及び養殖水産動物に対する使用の実態、畜産物等への残留による人体への影響の可能性等を総合的に勘案して選定したものである。

なお、食品に残留するおそれのある動物用医薬品及び医薬品については、今後積極的に使用規制省令の対象とすることとしている。

(3) 使用規制省令第2条第1号により規制の対象とする動物用医薬品及び同令第6条第1号により規制の対象とする医薬品は、獣医師が自ら調剤したもの又は獣医師の処方せんによって調剤したものを含むものと解釈されたい。

2 管理者について

使用規制省令第3条、第5条及び第7条の対象動物の管理者とは、対象動物の所有者以外の者であって、当該対象動物及びその生産物の出荷について権限を有する者をいうものと解釈されたい。

3 対象動物の所有者又は管理者に対する指導について

(1) 使用規制省令別表第1及び第2に掲げる動物用医薬品について

ア 対象動物の所有者又は管理者に対しては、使用規制省令別表第1又は第2に掲げる動物用医薬品の使用に当たり、同令第2条による使用者が遵守すべき基準（以下「動物用医薬品使用基準」という。）を遵守するよう、また、対象動物の出荷に当たり、定められた使用禁止期間又は獣医師により指示された出荷制限期間を遵守するよう、次の事項に留意の上、指導をお願いする。

(ア) 使用する動物用医薬品について動物用医薬品使用基準が定められているか否かについて普段から注意を行

を総合的に勘案して選定したものである。

なお、食品に残留するおそれのある医薬品については、今後積極的に対象医薬品としての拡充を図ることとしている。

(2) 使用規制省令第3条第1号により規制の対象とする医薬品には、獣医師が自ら調剤した医薬品又は獣医師の処方せんによって調剤した医薬品を含むものと解釈されたい。

2 管理者について

使用規制省令第4条の対象動物の管理者とは、対象動物の所有者以外の者であって、当該対象動物及びその生産物の出荷について権限を有する者をいうものと解釈されたい。

3 対象動物の所有者又は管理者に対する指導について

(1) 対象動物の所有者又は管理者に対しては、対象医薬品の使用に当たり、使用規制省令第3条による使用者が遵守すべき基準（以下「使用基準」という。）を遵守するよう、また、対象動物の出荷に当たり、定められた使用禁止期間又は獣医師により指示された出荷制限期間を遵守するよう、次の事項に留意の上、指導をお願いする。

ア 使用する医薬品について使用基準が定められているか否かについて普段から注意を行うこと。

うこと。

(イ) 使用規制省令別表第1及び第2の使用禁止期間の欄の「蜂蜜及びその他の生産物の生産」とは、蜂蜜、ローヤルゼリー、蜜ろう、花粉等の生産物を蜜蜂が集蜜又は分泌すること等により生産することをいう。

(ウ) 使用規制省令別表第1及び第2の使用禁止期間の欄の「水揚げ」とは、生簀、池等の水中から養殖水産動物を取り上げることをいう。

(エ) 使用規制省令第5条の「出荷制限期間」の起算時については、乳にあっては搾乳する時、卵にあっては産卵される時、蜂蜜及びその他の生産物にあっては蜜蜂が集蜜又は分泌すること等により生産される時とする。

イ 対象動物の所有者又は管理者が使用規制省令別表第1又は第2に掲げる動物用医薬品を使用した場合には、同令第4条の規定に基づき、当該動物用医薬品の使用に関する事項を、次の事項に留意の上帳簿に記載するよう、指導をお願いします。

(ア) 「当該動物用医薬品を使用した場所」とは、住所、飼育施設の名称その他当該動物用医薬品を使用した場所を特定する上で必要となるものことであり、可能な限り詳細に記載すること。

(イ) 「特徴」とは、動物の毛色、耳標等の標識の番号等、名号、性、年齢、体重その他個体を特定する上で必要となるものことであり、可能な限り詳細に記載すること。

(ウ) 「当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日」を記載する際には、

イ 使用規制省令別表の使用禁止期間の欄の「はちみつ及びその他の生産物の生産」とは、はちみつ、ローヤルゼリー、みつろう、花粉等の生産物をみつばちが集みつ又は分泌すること等により生産することをいう。

ウ 使用規制省令別表の使用禁止期間の欄の「水揚げ」とは、生簀、池等の水中から養殖水産動物を取り上げることをいう。

エ 使用規制省令第4条の「出荷制限期間」の起算時については、乳にあっては搾乳する時、卵にあっては産卵される時、はちみつ及びその他の生産物にあってはみつばちが集みつ又は分泌すること等により生産される時とする。

(2) 対象動物の所有者又は管理者が対象医薬品を使用した場合には、使用規制省令第5条による対象医薬品の使用に関する事項を帳簿に記載するよう、次の事項に留意の上、指導をお願いします。

ア 「当該医薬品を使用した場所」とは、住所、飼育施設の名称その他当該医薬品を使用した場所を特定する上で必要となるものことであり、可能な限り詳細に記載すること。

イ 「特徴」とは、動物の毛色、耳標等の標識の番号等、名号、性、年齢、体重その他個体を特定する上で必要となるものことであり、可能な限り詳細に記載すること。

ウ 「当該使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺若しくは水揚げ又は出荷することができる年月日」を記載する際には、使用基準に基づき

動物用医薬品使用基準に基づき使用した場合にあっては使用規制省令別表第1又は第2の当該動物用医薬品における使用禁止期間を、使用規制省令第5条の出荷制限期間指示書により使用した場合にあっては当該出荷制限期間指示書における出荷制限期間を、それぞれ確認した上、それらの期間を経過する年月日を確実に記載すること。

(2) 使用規制省令別表第3に掲げる動物用医薬品及び同令別表第4に掲げる医薬品について

ア 使用規制省令別表第3に掲げる動物用医薬品(以下「別表第3動物用医薬品」という。)及び同令別表第4に掲げる医薬品(以下「別表第4医薬品」という。)は、食品衛生上人の健康への悪影響が特に大きいとされている物質を含むものであることから、食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用(以下「使用禁止用途」という。)は禁止されている。当該動物用医薬品及び医薬品の対象動物への使用については、使用禁止用途以外の使用であっても投与の必要性を十分考慮の上、真にやむを得ないと判断される場合に限るよう指導をお願いします。

イ 別表第3動物用医薬品又は別表第4医薬品を使用禁止用途以外の用途で対象動物に使用した場合には、当該医薬品を使用した対象動物から生産される肉、乳、鶏卵等が誤って食用に供する目的で出荷されることを防ぐため、適切な標識等の識別方法により当該動物用医薬品及び医薬品を使用した個体、群を特定することが可能となるよう必要な措置を講じるよう指導をお願いします。

ウ 別表第3動物用医薬品を使用禁止用途以外の用途で対

対象医薬品を使用した場合は使用規制省令別表の使用禁止期間を、使用規制省令第4条の出荷制限期間指示書により対象医薬品を使用した場合は出荷制限期間を確認した上、それらの期間を経過する年月日を確実に記載すること。

象動物に使用した場合には、使用規制省令第4条の規定に基づき、当該動物用医薬品の使用に関する事項を、別表第4医薬品を使用禁止用途以外の用途で対象動物に使用した場合には、同令第8条の規定に基づき、当該医薬品の使用に関する事項を、次の事項に留意の上帳簿に記載するよう、指導をお願いする。

(ア)「当該動物用医薬品を使用した場所」又は「当該医薬品を使用した場所」とは、住所、飼育施設の名称その他当該動物用医薬品又は医薬品を使用した場所を特定する上で必要となるもののことであり、可能な限り詳細に記載すること。

(イ)「特徴」とは、動物の毛色、耳標等の標識の番号等、名号、性、年齢、体重その他個体を特定する上で必要となるもののことであり、可能な限り詳細に記載すること。

(ウ)「当該動物用医薬品使用対象動物（又は当該医薬品使用対象動物）及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨」を確実に記載すること。

4 獣医師に対する指導について

貴管下獣医師に対しては、次の事項に留意の上、指導をお願いする。

(1) 動物用医薬品使用基準が定められた動物用医薬品の多くは、法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第49条第1項の規定により要指示医薬品として指定されたものであるので、獣医師が処方せんを交付し又は指示する場合は、その相手方に対し動物用医薬品使用基準を遵守して使用すべき旨を教示すること。

4 獣医師に対する指導について

貴管下獣医師に対しては、次の事項に留意の上、指導をお願いする。

(1) 使用基準が定められた医薬品の多くは、法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第49条第1項の規定により要指示医薬品として指定されたものであるので、獣医師が処方せんを交付し又は指示する場合は、その相手方に対し使用基準を遵守して使用すべき旨を教示すること。

(2) 獣医師が動物用医薬品使用基準に基づき使用規制省令別表第1又は第2に掲げる対象動物用医薬品を使用しようとするときは、当該動物用医薬品の使用の時期が当該動物用医薬品における使用禁止期間に該当しないことを当該動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者との間で確認しなければならないこと。

(3) 別表第3動物用医薬品及び別表第4医薬品について

ア 別表第3動物用医薬品及び別表第4医薬品は対象動物に使用する目的で承認されたものではないことから、獣医師による当該動物用医薬品又は医薬品の使用は、使用禁止用途として定められた用途以外の使用であっても投与の必要性を十分考慮の上、真にやむを得ないと判断される場合に限ること。また、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物又は医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に当該動物用医薬品又は医薬品の使用の必要性について、十分説明を行うこと。

イ 獣医師が、別表第3動物用医薬品又は別表第4医薬品を使用禁止用途以外の用途で対象動物に使用する場合には、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物又は医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該動物用医薬品使用対象動物又は医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならない旨を使用規制省令第3条又は第7条の出荷禁止指示書により指示しなければならないこと。

ウ 獣医師が、別表第3動物用医薬品又は別表第4医薬品を使用禁止用途以外の用途で対象動物に使用する場合には、当該動物用医薬品使用対象動物又は医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、適切な標識等の識別方

(2) 獣医師が使用基準に基づき医薬品を使用しようとするときは、使用の時期が使用規制省令別表の使用禁止期間の欄に掲げる期間に該当しないことを使用対象動物の所有者又は管理者との間で確認しなければならないこと。

法により当該動物用医薬品又は医薬品を使用した個体、群を特定することが可能となるよう必要な措置を講じるよう指導すること。

(4) 使用規制省令第5条に規定する獣医師の使用は、同令別表第1又は第2に掲げる動物用医薬品を、獣医師自らが投与する場合又はやむを得ない事由がある場合に獣医師がその直接の指揮監督の下で投与させる場合に限るものであること。この場合において、獣医師がその直接の指揮監督の下で投与させる場合には、その動物の所有者又は管理者に対し、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品を投与すべき時期を出荷制限期間指示書に記載して具体的に教示すること。

(5) 使用規制省令第5条の規定により、獣医師が出荷制限期間を指示して同令別表第1又は第2に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その使用の都度、出荷制限期間指示書による指示を行うものとし、また、出荷制限期間は、当該動物用医薬品が投与されたときから当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等に当該動物用医薬品の残留がなくなり、人の健康を損なうおそれのある生産物が生産されなくなるまでの期間を設定しなければならないこと。

(6) 獣医師が使用規制省令別表第1又は第2に掲げる動物用医薬品を使用した場合には、同令第4条の規定に基づき、当該動物用医薬品の使用に関する事項について次の事項に留意の上、帳簿に記載すること。

ア 3の(1)のイの(ア)及び(イ)の事項。

イ 「当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺若しくは水揚げ又は出荷することができる年月日」を記載する際には、動物用

(3) 使用規制省令第4条に規定する獣医師の使用とは、獣医師自らの医薬品の投与又はやむを得ない事由がある場合における獣医師の直接の指揮監督の下での投与に限るものであること。この場合において、獣医師がその診療に係る動物の所有者又は管理者に医薬品を投与させる場合には、当該医薬品の品名、用法及び用量並びに当該医薬品を投与すべき時期を出荷制限期間指示書により具体的に教示すること。

(4) 使用規制省令第4条の規定により、獣医師が出荷制限期間を指示して医薬品を使用する場合は、その使用の都度、出荷制限期間指示書による指示を行うものとし、また、出荷制限期間は、当該医薬品が投与されたときから当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等に当該医薬品の残留がなくなり、人の健康を損なうおそれのある生産物が生産されなくなるまでの期間を設定しなければならないこと。

(5) 獣医師が対象医薬品を使用した場合には、使用規制省令第5条による対象医薬品の使用に関する事項について次の事項に留意の上、帳簿に記載すること。

ア 3の(2)のア及びイの事項。

イ 「当該使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺若しくは水揚げ又は出荷することができる年月日」を記載する際には、使用基準に基づき

医薬品使用基準に基づき使用した場合にあっては使用規制省令別表第1又は第2の当該動物用医薬品における使用禁止期間を、使用規制省令第5条の出荷制限期間指示書により使用した場合にあっては、当該出荷制限期間指示書における出荷制限期間を確認の上、それらの期間を経過する年月日を確実に記載すること。

(7) 獣医師が別表第3動物用医薬品を使用禁止用途以外の用途で対象動物に使用した場合には、使用規制省令第4条の規定に基づき、当該動物用医薬品の使用に関する事項を、別表第4医薬品を使用禁止用途以外の用途で対象動物に使用した場合には、同令第8条の規定に基づき、当該医薬品の使用に関する事項を、3の(2)のウの(ア)から(ウ)までの事項に留意の上、帳簿に記載すること。

(8) 獣医師は、動物用医薬品使用基準に基づき使用規制省令別表第1又は第2に掲げる対象動物用医薬品を使用したときは、獣医師法施行規則(昭和24年農林省令第93号)第11条第1項第6号の事項として当該動物用医薬品の名称、用法及び用量並びに使用禁止期間を診療簿に記載すること。また、使用規制省令第5条の規定に基づき出荷制限期間指示書により指示して同令別表第1又は第2に掲げる動物用医薬品を使用したときも同様とするが、当該指示書の写しを診療簿に添付する場合は、当該指示書に記載されている事項は省略して差し支えないこと。

(9) 獣医師は、使用規制省令第2条又は第6条の遵守すべき基準に基づき、別表第3動物用医薬品又は別表第4医薬品を使用禁止用途以外の用途で対象動物に使用したときは、獣医師法施行規則第11条第1項第6号の事項として当該動物用医薬品又は医薬品の名称、用法及び用量並びに対象動

対象医薬品を使用した場合は使用規制省令別表の使用禁止期間を、使用規制省令第4条の規定により対象医薬品を使用した場合は、出荷制限期間指示書により指示した出荷制限期間を確認の上、それらの期間を経過する年月日を確実に記載すること。

(6) 獣医師は、使用基準に基づき医薬品を使用したときは、獣医師法施行規則(昭和24年農林省令第93号)第11条第1項第6号の事項として当該医薬品の名称、用法及び用量並びに出荷制限期間を診療簿に記載すること。また、使用規制省令第4条の規定に基づき出荷制限期間指示書により指示して医薬品を使用したときも同様とするが、当該指示書の写しを診療簿に添付する場合は、当該指示書に記載されている事項は省略して差し支えないこと。

物及び対象動物の生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならない旨を診療簿に記載すること。なお、使用規制省令第3条及び第7条の出荷禁止指示書の写しを診療簿に添付する場合は、当該指示書に記載されている事項は省略して差し支えないこと。

(10) 獣医師の診療に係る対象動物又はその生産物が食用に供するために出荷された場合において、食品衛生監視員、と畜検査員又は食鳥検査員から動物用医薬品又は医薬品の使用状況に関し食品の安全性を確保する上で必要な情報の提供を求められた場合は、これに応ずるものとする。

5 その他

(1) 動物用医薬品の販売業者が動物用医薬品使用基準が定められた動物用医薬品を販売し、又は授与する場合、その相手方に対し、当該使用基準の内容及び添付文書の記載内容を遵守すること並びに使用規制省令第4条の規定に基づき、当該動物用医薬品の使用に関する事項を帳簿に記載することの必要性を十分に教示するよう、販売業者への指導をお願いする。

(2) 医薬品の販売業者が、別表第4医薬品を獣医師等に販売し、又は授与する場合、その相手方に対し、使用禁止用途等が定められていること、使用規制省令第8条の規定に基づき当該医薬品の使用に関する事項を帳簿に記載すること並びに当該医薬品を使用した対象動物及びその生産する乳、鶏卵等が食用に供する目的で誤って出荷等されることのないよう必要な措置を講じることの必要性を十分に教示するよう、衛生部局と連携し、販売業者への指導をお願いする。

(3) 使用規制省令の適正かつ円滑な実施を図る上で、動物用

(7) 獣医師の診療に係る対象動物又はその生産物が食用に供するために出荷された場合において、食品衛生監視員、と畜検査員又は食鳥検査員から医薬品の使用状況に関し食品の安全性を確保する上で必要な情報の提供を求められた場合は、これに応ずるものとする。

5 その他

(1) 販売業者が使用基準が定められた医薬品を販売し、又は授与する場合、その相手方に対し、使用基準の内容及び添付文書の記載内容の遵守及び使用規制省令第5条による対象医薬品の使用に関する事項を帳簿に記載することにつき十分に教示するよう指導をお願いする。

(2) 使用規制省令の適正かつ円滑な実施を図る上で、医薬品

医薬品又は医薬品の使用者及び対象動物の所有者又は管理者が当該動物用医薬品又は医薬品における使用禁止期間若しくは出荷制限期間又は使用禁止用途等及び添付文書の記載内容を遵守すること、別表第3動物用医薬品又は別表第4医薬品が対象動物に使用された場合における3の(2)のイに掲げる必要な措置を講じること並びに使用規制省令第4条又は第8条の規定に基づき、当該動物用医薬品又は医薬品の使用に関する事項を帳簿に記載することが特に重要であるので、畜産協会、家畜畜産物衛生指導協会、獣医師会、薬剤師会、家畜の生産者団体、養殖魚の生産者団体、その他の関係団体を通じるなどその旨の周知徹底を図るよう願います。

また、生産者団体に対して、安全な畜産物の生産を推進するための指導等を行う体制の整備を図り、傘下生産者に対して上記事項の遵守等の周知徹底を図るよう指導を願います。

(4) 安全な畜産物の生産の確保については、都道府県における農林水産部局と衛生部局が相互に一層の理解と協調を図る必要があると考えられることから、動物用医薬品及び医薬品の使用状況等両部局が必要とする情報を積極的に提供し合うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく検査において抗生物質製剤等の残留した生産物が確認された場合の原因究明、対策の策定方法につき日頃から協議を行う等両部局間の連携の強化を図るよう願います。

(5) ～ (6) (略)

の使用者及び対象動物の所有者又は管理者が対象医薬品の使用に係る対象動物についての使用禁止期間又は出荷制限期間を遵守し、かつ、使用基準の内容及び添付文書の記載内容の遵守及び使用規制省令第5条による対象医薬品の使用に関する事項を帳簿に記載することが特に重要であるので、家畜畜産物衛生指導協会、獣医師会、薬剤師会、家畜の生産者団体、養殖魚の生産者団体、その他の関係団体を通じるなどその旨の周知徹底を図るよう願います。

また、生産者団体に対して、安全な畜産物の生産を推進するための指導等を行う体制の整備を図り、傘下生産者に対して使用基準の遵守等の周知徹底を図るよう指導を願います。

(3) 安全な畜産物の生産の確保については、都道府県における農林水産部局と衛生部局が相互に一層の理解と協調を図る必要があると考えられることから、医薬品の使用状況等両部局が必要とする情報を積極的に提供し合うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく検査において抗生物質製剤等の残留した生産物が確認された場合の原因究明、対策の策定方法につき日頃から協議を行う等両部局間の連携の強化を図るよう願います。

(4) ～ (5) (略)

〔省 令〕

- 薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令 (農林水産四三)
- 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令 (同四四)

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件 (総務二四〇)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件 (同二四一)
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件 (同二四二)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件 (同二四三)
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件 (同二四四)

〔公 告〕

- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件 (同二四五)
- 平成二十五年に於ける学芸員の資格認定を実施する件 (文部科学八五)

諸事項

- 裁判所
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会人札関係
- 地方公共団体
- 行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
- 会社その他
- 会社決算公告

三	〇政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件 (総務二四〇)	一	〇政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件 (同二四五)	三	裁判所
三	〇政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件 (同二四一)	一	〇平成二十五年に於ける学芸員の資格認定を実施する件 (文部科学八五)	三	破産、免責、再生関係
三	〇政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件 (同二四二)	一		三	特殊法人等
三	〇政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件 (同二四三)	一		三	独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会人札関係
三	〇政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件 (同二四四)	一		三	地方公共団体
		一		三	行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
		一		三	会社その他
		一		三	会社決算公告

○農林水産省令第四十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項及び第二項ただし書（同法第八十三条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第八十三条の五第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 太田 昭宏

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令
(定義)

第一条 この省令において「動物用医薬品」とは、薬事法（以下「法」という。）第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。

2 この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品（動物用医薬品を除く。）をいう。

3 この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号に規定する対象動物をいう。

(動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準)

第二条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「動物用医薬品使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。
- 二 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量(当該動物用医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該動物用医薬品を加えて使用する場合にあっては、当該用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量)により使用しなければならないこと。
- 三 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間は、使用してはならないこと。
- 四 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用ときは、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

(獣医師による動物用医薬品の使用に係る指示)

第三条 獣医師は、別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。(動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該動物用医薬品の名称
- 二 当該動物用医薬品の用法及び用量
- 三 当該動物用医薬品を使用した年月日
- 四 当該動物用医薬品を使用した場所
- 五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあっては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日
- 七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあっては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

(獣医師による動物用医薬品の使用の特例)

第五条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間(当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ)を別記様式第二号の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

(医薬品の使用者が遵守すべき基準)

第六条 法第八十三条の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「医薬品使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。
 - 二 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。
- (獣医師による医薬品の使用に係る指示)
- 第七条 獣医師は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、その診療に係る医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。(医薬品の使用に係る帳簿の記載)
- 第八条 医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。
- 一 当該医薬品の名称
 - 二 当該医薬品の用法及び用量
 - 三 当該医薬品を使用した年月日
 - 四 当該医薬品を使用した場所
 - 五 当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
 - 六 当該医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

別表第一(第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アスボキシリンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	体重1kg当たり15mg以下の量を1日2回以下飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超え、ものを除く。)	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸アプロピルアミンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超え、ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり12.5mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

アミトラスを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂（採蜜しているものを除く。）	蜜蜂の巢板 4 枚当たり 0.5g 以下の量を巢箱内に懸垂すること。	一
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後 5 月を超えものを除く。） 豚	1 日量として体重 1kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1 日量として体重 1kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 10 日間 食用に供するためにと殺する前 5 日間
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。） 豚	1 日量として体重 1kg 当たり 15mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 1 日量として体重 1kg 当たり 15mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 35 日間 食用に供するためにと殺する前 28 日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間

アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 24mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 24mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 24mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 24mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 5 日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	牛	1 日量として体重 1kg 当たり 20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 28 日間又は搾乳する前 7 日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 28 日間
アモキシシリンを有効成分とする注射剤	豚	1 日量として体重 1kg 当たり 20mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 28 日間

アゾビシリンナトリウムを有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり8mg(力価)以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために殺する前72時間
アゾビシリンを有効成分とする子宮・膈内投与剤	牛	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために殺する前12時間
イソプロロチオロンを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために殺する前24時間
イソプロロチオロンを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために殺する前24時間
イベルメクチンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり100μg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
イベルメクチンを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり200μg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
イベルメクチンを有効成分とする注射剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり200μg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前40日間
イベルメクチンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり300μg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前35日間
イベルメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり500μg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前37日間
エチアミンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり5.0mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
エトキサゾールを有効成分とする外皮塗布剤	豚	1日量として1頭当たり1.7mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
エゾリノメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を頸部から尾根部に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
エゾリノメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	1日量として体重1kg当たり500μg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前20日間

エリスロマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
チオシアジン酸エリスロマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水11当たり122mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
エリスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛(生後6月を超え 馬(生後12月を超え るものを除く。)	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前42日間
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
エリスロマイシンを有効成分とする乳房注入剤	牛(泌乳しているものに限り。)	1日量として搾乳後に1分房1回当たり300μg(力価)以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために殺する前72時間
エソフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏	飲水11当たり50mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
エソフロキサシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛(生後3月を超え るものを除く。)	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
エソフロキサシンを有効成分とする注射剤(フルパニドロンを含む。)	牛	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために殺する前60時間
エソフロキサシンを有効成分とする注射剤(これと有効成分、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。)	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
エソフロキサシンを有効成分とする注射剤(これと有効成分、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。)	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤	牛 (生後6月を超え るものを除く。)	飼料1t当たり400g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供する前96時間
オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤	豚 (産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり400g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛(生後6月を超え るものを除く。)	飼料1t当たり400g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
塩酸オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	豚 (産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり400g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
塩酸オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり400g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
塩酸オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	すずき目魚類 にしん目魚類(海水 中で養殖されている もの)	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前30日間

塩酸オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり11mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり500mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛(生後6月を超え るものを除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
塩酸オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	豚(生後4月を超え るものを除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
塩酸オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供する前72時間
塩酸オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前17日間
塩酸オキシネトキサインを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	鶏	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前13日間又は食用に供する前15日間

硫酸カナマインジンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間又は食用に供する卵の産卵前36時間
硫酸カナマインジンを有効成分とする鼻腔内投与剤	豚(生後2月を超え、ものを除く。)	1日量として1頭当たり160mg(力価)以下の量を鼻腔内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供する卵の産卵前10日間
硫酸カナマインジンを有効成分とする気管内投与剤	牛(生後6月を超え、ものを除く。)	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を気管内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前33日間
カルバニルを有効成分とする外投散布剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として1頭当たり3g以下の量を畜体に直接散布すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
カルバニルを有効成分とする外投噴霧剤	牛(搾乳牛を除く。)	0.5%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供する卵の産卵前1日間
カルベトシンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として1頭当たり0.2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
キタサマインジンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり330g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
グリカルピラミドを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり60g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
塩酸クレンブテロールを有効成分とする強制経口投与剤	馬	体重1kg当たり0.8mg以下の量を1日2回以下強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前28日間

塩酸クレンブテロールを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.3mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前9日間又は食用に供する卵の産卵前120時間
クロプロフェノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
デーケロプロフェノールを有効成分とする注射剤	豚	1日量として1頭当たり0.15mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間又は食用に供する卵の産卵前132時間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり440g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり440g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり220mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後1月を超え、ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前18日間又は食用に供する卵の産卵前72時間
グリコピラミドを有効成分とする浸漬剤	牛	1%以下の水溶液に搾乳後の乳頭を浸漬すること。	—

硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飼料添加剤	牛(生後3月を超え、ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり2mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛(生後3月を超え、ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり2mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	豚(生後10日を超え、ものを除く。)	1日量として1頭当たり5mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超え、ものを除く。)	飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飲水添加剤	牛(生後6月を超え、ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸を有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超え、ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸を有効成分とする飲水添加剤	豚(生後4月を超え、ものを除く。)	飼料1t当たり50g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
酢酸クロステポルを有効成分とする注射剤	豚(生後7日を超え、ものを除く。)	1日量として1頭当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前20日間
ジコロールイソニアキル酸ナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	豚	飲水1l当たり100mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
塩化ジメチルジメチルアミンを有効成分とする飲水添加剤	鶏	飲水1l当たり16.7mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間

硫酸ジヒドロストربتオマイシンを有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)(搾乳にあつては10mg(力価))以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前90日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	馬	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前60日間
	豚	1日量として体重1kg当たり100mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前90日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり100mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前29日間
シプロトリンを有効成分とする耳標剤	牛	左右の耳介に各1.5g以下の量を装着すること。	—
臭化アリフニウムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり0.2mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
塩酸ジフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
ジヨサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり400g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと水揚げする前20日間
シロゲンチンを有効成分とする飼料添加剤	鶏	飼料1t当たり5g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
硫酸ストربتオマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間又は搾乳する前72時間
	豚	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間

エンボン酸スピラエ イシンを有効成分と する飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当 たり40mg(力価)以下の 量を飼料に混ぜて経口投 与すること。	食用に供するために水 揚げする前30日間
塩酸スベクチノエと イシンを有効成分とす る飼料添加剤	豚	飼料1t当たり100g(力 価)以下の量を混ぜて経 口投与すること。	食用に供するためにと 殺する前14日間
塩酸スベクチノエとイ シンを有効成分とす る飼料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり500mg(力 価)以下の量を溶かし て経口投与すること。	食用に供するためにと 殺する前11日間
スルファアズメトキ リン又はその有効成分 とム塩を有効成分とす る飼料添加剤(別表 第2に掲げるものを除 く。)	豚 鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり2,000g 以下の量を混ぜて経口投 与すること。 飼料1t当たり1,000g 以下の量を混ぜて経口投 与すること。	食用に供するためにと 殺する前14日間 食用に供するためにと 殺する前14日間
スルファアズメトキ リン又はその有効成分 とム塩を有効成分とす る飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当 たり100mg以下の量を飲 水に溶かして経口投与 すること。 飲水1l当たり500mg以 下の量を溶かして経口投 与すること。	食用に供するためにと 殺する前10日間 食用に供するためにと 殺する前14日間
スルファアズメトキ リン又はその有効成分 とム塩を有効成分とす る注射剤(別表第2 に掲げるものを除 く。)	牛 馬	1日量として体重1kg当 たり50mg以下の量を筋肉 内又は静脈内に注射す ること。 1日量として体重1kg当 たり30mg以下の量を静 脈内に注射すること。 1日量として体重1kg当 たり100mg以下の量を皮 下又は筋肉内に注射す ること。	食用に供するためにと 殺する前14日間又は食 用に供するために搾乳 する前120時間 食用に供するためにと 殺する前7日間 食用に供するためにと 殺する前14日間
スルファアズメトキ リンを有効成分とす る飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当 たり50mg以下の量を飼料 に混ぜて経口投与す ること。	食用に供するためにと 殺する前5日間
スルファアズメトキ リンを有効成分とす る飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当 たり50mg以下の量を飲水 に溶かして経口投与す ること。	食用に供するためにと 殺する前5日間
スルファアズメトキ リンを有効成分とす る飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当 たり50mg以下の量を飼料 に混ぜて経口投与す ること。	食用に供するためにと 殺する前5日間

スルファアズメトキ リンを有効成分とす る注射剤	豚	1日量として体重1kg当 たり80mg以下の量を皮下 又は筋肉内に注射す ること。	食用に供するためにと 殺する前7日間
スルファアズメトキ リンを有効成分とす る飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当 たり5mg以下の量を飼料 に混ぜて経口投与す ること。	食用に供するためにと 殺する前5日間
スルファアズメトキ リンを有効成分とす る注射剤	豚	1日量として体重1kg当 たり20mg以下の量を筋肉 内に注射すること。	食用に供するためにと 殺する前30日間
スルファアズメトキ リン又はその有効成分 とム塩を有効成分とす る飼料添加剤(別 表第2に掲げるものを 除く。)	牛 (搾乳牛を除く。) 豚 馬	1日量として体重1kg当 たり60mg以下の量を飼料 に混ぜて経口投与す ること。 1日量として体重1kg当 たり50mg以下の量を飼料 に混ぜて経口投与す ること。 飼料1t当たり2,000g 以下の量を混ぜ、又はた り60mg以下の量を飼料に 混ぜて経口投与す ること。	食用に供するためにと 殺する前7日間 食用に供するためにと 殺する前7日間 食用に供するためにと 殺する前7日間
スルファアズメトキ リンを有効成分とす る飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当 たり100mg以下の量を飼 料に混ぜて経口投与す ること。 1日量として体重1kg当 たり150mg以下の量を飼 料に混ぜて経口投与す ること。	食用に供するためにと 殺する前30日間 食用に供するためにと 殺する前30日間
スルファアズメトキ リンを有効成分とす る飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当 たり200mg以下の量を飼 料に混ぜて経口投与す ること。	食用に供するためにと 殺する前30日間
スルファアズメトキ リンを有効成分とす る飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当 たり200mg以下の量を飼 料に混ぜて経口投与す ること。	食用に供するためにと 殺する前30日間
スルファアズメトキ リンを有効成分とす る飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当 たり100mg以下の量を飼 料に混ぜて経口投与す ること。	食用に供するためにと 殺する前15日間
スルファアズメトキ リンを有効成分とす る飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当 たり100mg以下の量を飼 料に混ぜて経口投与す ること。	食用に供するためにと 殺する前15日間

ピオオノールを有効成分とする強制経口投与剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を強制的に経口投与すること。1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
フェバソニルを有効成分とする飼料添加剤	ふぐ目魚類	1日量として体重1kg当たり25mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと揚げる前21日間
フェバソニルを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり6mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
フェンペンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり15g以下の量は又は1日量として体重1kg当たり3mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
硫酸アラジオオマイシンを有効成分とする飼料添加剤 (別表第2に掲げるものを除く。)	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として、体重1kg当たり20mg (力価) 以下で、かつ、(力価) を超えない量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
硫酸アラジオオマイシンを有効成分とする飼料添加剤 (別表第2に掲げるものを除く。)	豚	飼料1t当たり200g (力価) 以下の量を混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
硫酸アラジオオマイシンを有効成分とする飼料添加剤 (別表第2に掲げるものを除く。)	鶏	飼料1t当たり200g (力価) (産卵鶏) 以下の量を混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
硫酸アラジオオマイシンを有効成分とする飼料添加剤 (別表第2に掲げるものを除く。)	鶏 (産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg (力価) 以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
アラジオオマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり150mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと揚げる前10日間
アルニキシンメグルミンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
アルニキシンメグルミンを有効成分とする注射剤	馬	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
アルニキシンメグルミンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
フロバビトネートを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂	蜜蜂の巢板4枚当たり0.9g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	食用に供する蜂蜜及びその他の生産物を生産している期間

フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり30g以下の量を混ぜ、又は1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を鼻部から尾根部に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	鶏	1日量として1羽当たり1mg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
プロチゾラムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり2.4mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前2日間又は食用に供するために搾乳する前12時間
プロペタンホスを含む有効成分とする外皮噴霧剤	牛 (搾乳牛を除く。)	0.05%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フロロニフェノホスを有効成分とする強制経口投与剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり12mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前21日間

フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	豚	すずき目魚類	飼料1t当たり40g以下の量又は1日量として以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	豚	にしん目魚類(淡水中で養殖されているもの) うなぎ目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと水揚げする前7日間
フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	豚	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
フロルフェニコールを有効成分とする注射剤	牛(搾乳牛を除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
ペルメトリンを有効成分とする耳標剤	牛	豚	左右の耳介に各15g以下の量を装着すること。	—
ベンジルペニシリンを有効成分とする注射剤	牛	豚	1日量として体重1kg当たり5,000単位以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するためにと殺する前48時間
ベンジルペニシリンを有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛 馬 豚	豚	1日量として体重1kg当たり15,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり5,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり50,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するためにと殺する前6時間 食用に供するためにと殺する前14日間 食用に供するためにと殺する前14日間

ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飼料添加剤	牛(搾乳牛を除く。)	すずき目魚類	体重1kg当たり40mg(力価)以下の量を1日2回飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり40mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飼料添加剤	牛	豚	体重1kg当たり40mg(力価)以下の量を1日2回飲水に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
ポリクサリンホルム酸オレイン酸を有効成分とする飼料添加剤	豚	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと水揚げする前30日間
マロキサシキサンを有効成分とする注射剤	豚	豚	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前4日間又は食用に供するためにと殺する前48時間 食用に供するためにと殺する前4日間
ミロキサシキサンを有効成分とする飼料添加剤	豚	うなぎ目魚類(うなぎにあつては、もの及び食用に供するためには飼育水の交換率が1日平均40%以上体重100gを超えるもの)	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと水揚げする前20日間
ミロキサシキサンを有効成分とする飼料添加剤	豚	豚	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。 7日量として蜜蜂の育児箱1箱当たり75mg(力価)以下の量を飼料に混じて250gとしたものを経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間 食用に供するためにと殺する前5日間 食用に供する蜂窩及びその他の生産物を生産する前14日間

ミロサマイシンを有効成分とする注射液	豚 (産卵豚を除く。)	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
ミロサマイシンを有効成分とする注射液	豚 (生後4月を超え豚ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前25日間
メシリナムを有効成分とする注射液	牛	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
メトクロプラミドを有効成分とする錠剤	牛	体重1kg当たり0.8mg以下の量を1日2回以下強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
塩酸メトクロプラミドを有効成分とする注射液	豚	体重1kg当たり0.4mg以下の量を1日2回以下皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前1日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
メロキシカムを有効成分とする注射液	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前18日間
メソプロトン	豚 (生後4月を超え豚ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
メソプロトン	牛	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前25日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
モキシデクチンを有効成分とする外用塗布剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり500μg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

酒石酸モロシトールを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
酒石酸モロシトールを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
塩酸リソコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚 (産卵豚を除く。)	飼料1t当たり110g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
塩酸リソコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚 (産卵豚を除く。)	飼料1t当たり44g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
塩酸リソコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
塩酸リソコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚 (産卵豚を除く。)	1日量として体重1kg当たり2mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
塩酸リソコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
塩酸シバミゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚 (産卵豚を除く。)	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸シバミゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
塩酸シバミゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚 (産卵豚を除く。)	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前9日間

塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸オキサリジン配合剤たる飼料添加剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1 日量として体重 1kg 当たり塩酸オキシテトラサイクリン 11mg (力価) 以下及び硫酸オキサリジン 7.7mg (力価) 以下の量を飲水に溶かし経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
豚	豚 (産卵豚を除く。)	1 日量として体重 1kg 当たり塩酸オキシテトラサイクリン 5.5mg (力価) 以下及び硫酸オキサリジン 3.85mg (力価) 以下の量を飲水に溶かし経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリン成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚	飼料 1t 当たり硫酸カナマイシン 180g (力価) 以下及びベンジルペニシリン 60,000,000 単位以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 14 日間
硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリン成分とする配合剤たる乳房注入剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料 1t 当たり硫酸カナマイシン 270g (力価) 以下及びベンジルペニシリン 90,000,000 単位以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 12 日間
グリカルピラミド及びピジニト配合剤たる飼料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料 1t 当たりグリカルピラミド 60g 以下及びピジニト 125g 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
グリカルピラミド及びピジニト配合剤たる飼料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料 1t 当たりグリカルピラミド 60g 以下及びピジニト 125g 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間

塩酸クロルテトラサイクリン及びピロエリジン配合剤たる飼料添加剤	豚 (生後 4 月を超え、ものを除く。)	飼料 1t 当たり塩酸クロルテトラサイクリン 200g (力価) 以下及びピロエリジン 200g 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 15 日間
ジアラキニキサリンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飲水 1l 当たりジアラキニキサリン 19.2mg 以下及びスルファンキサリン 76.8mg 以下の量を溶かし経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 14 日間
硫酸ジヒドロストレプトマイシン及びピロエリジン配合剤たる注	牛	1 日量として体重 1kg 当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン 12.5mg (力価) 以下及びピロエリジン 10mg (力価) 以下であるピロエリジン 10,000 単位 (搾乳牛にあつては 8,000 単位) 以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 90 時間
	馬	1 日量として体重 1kg 当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン 25mg (力価) 以下及びピロエリジン 20,000 単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 28 日間
	豚	1 日量として体重 1kg 当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン 400mg (力価) 以下及びピロエリジン 400,000 単位以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前 90 時間
	牛	1 日量として 1 頭当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン 400mg (力価) 以下及びピロエリジン 400,000 単位以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前 96 時間
硫酸ジヒドロストレプトマイシン及びピロエリジン配合剤たる乳房注入剤	牛 (泌乳しているものを除く。)	1 日量として乾乳期初期に 1 分房 1 回当たり硫酸ジヒドロストレプトマイシン 1g (力価) 以下及びピロエリジン 1,000,000 単位以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前 50 日間

キプロフロキサロンメトキサミンを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1 日量として体重 1kg 当たり 5mg 以下及びオトルムトリン 5mg 以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
キプロフロキサロンメトキサミン及びピロメタミジンと有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料 1 t 当たり スルファミトキミン 5 g 以下及びピロメタミジン 1 g 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
リン酸タロジン及びピロメタミジンと有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚 (生後 4 月を超えたるものを除く。)	飼料 1 t 当たり リン酸タロジン 100 g (力価) 以下及びピロメタミジン 100 g 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 15 日間
ベンジルペニシリンフロキサリン及びピロメタミジンと有効成分とする配合剤たる注射剤	牛 豚	1 日量として体重 1kg 当たりベンジルペニシリン 7,500 単位以下及びピロメタミジン 7,500 単位以下の量を筋肉内に注射すること。 1 日量として体重 1kg 当たりベンジルペニシリン 15,000 単位以下及びピロメタミジン 15,000 単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 14 日間 食用に供するためにと殺する前 132 時間

- 注 1 「配合剤」とは、2 種類以上の有効成分を配合する動物用医薬品をいう。
- 2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。
- 3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。
- 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する動物用医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 6 「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内若しくは膈内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第 3 (第 2 条から第 4 条まで関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

ニトロフラゾン	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
マロカイトグリーン	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別表第 4 (第 6 条から第 8 条まで関係)

医薬品	医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
クロルプロキシフェン	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
メトロニダゾールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別記様式第 1 号 (第 3 条及び第 7 条関係)

出荷禁止指示書	年 月 日
指示に係る動物の所有者又は管理者の住所及び氏名	獣医師の住所及び氏名
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第 3 条及び第 7 条の規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはならないことを指示する。	記
1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数	
2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴	
3 指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名	
指示年月日	使用動物用医薬品名又は使用医薬品名
年 月 日	
4 参考事項	

備考

- 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような必要な事項を記載すること。
- 参考事項の欄には、獣医師がその直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させせる場合に、当該動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は医薬品を投与すべき時期を記載すること。

別記様式第2号（第5条関係）

出荷制限期間指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は
管理者の住所及び氏名獣医師の住所及び氏名

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第5条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日まで	月 日(時) まで
4 参考事項		

備考

- 1 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品を投与すべき時期を記載すること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の動物用医薬品の使用の規制に関する省令（以下「旧省令」という。）第一条に規定する医薬品（次条において「医薬品」という。）の使用に係る法第八十三条の四第一項の使用が遵守すべき基準については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前に旧省令第四条の規定に基づき行われた医薬品の使用に係る措置については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第六条 この省令の施行後六月を経過する日までの間に、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する動物用医薬品に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十一条第七号及び第百七十六条第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。

第七条 この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

事務連絡
平成25年5月30日

都道府県畜産主務課
動物薬事担当者 各位

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事安全企画班長

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条の3の規定に基づき、薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成15年6月30日農林水産省令第70号。以下「適用除外省令」という。）の一部を改正する省令（平成25年5月30日農林水産省令第43号）及び法第83条の4及び第83条の5の規定に基づき動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年5月30日農林水産省令第44号。以下「使用規制省令」という。）が本日付けで公布され、6か月後に施行されることとなりましたのでお知らせします。

遺伝毒性や発がん性等の懸念から、食品衛生法（昭和22年法律第233号）により食品において検出されてはならないとされている物質は、食用動物用の医薬品として承認していません。今回の改正では、畜水産物の安全を一層確保する観点から、それらの成分を含有する未承認医薬品、愛玩動物・観賞魚用動物用医薬品及び人用医薬品の食用動物への使用を禁止することとしています。

具体的な改正の内容は、下記のとおりですが、これらの省令の施行に伴う留意事項及び経過措置等については、別途通知します。

記

1 改正の内容

（1）適用除外省令（別添1参照）

未承認医薬品のうち、以下の成分を含有するものについて、獣医師に認められている例外的な使用の対象から除外。

- | | |
|----------------|------------|
| ①カルバドックス | ⑧ニトロフラントイン |
| ②クマホス | ⑨フラゾリドン |
| ③クロラムフェニコール | ⑩フラルタドン |
| ④クロルプロマジン | ⑪マラカイトグリーン |
| ⑤ジエチルスチルベストロール | ⑫メトロニダゾール |
| ⑥ジメトリダゾール | ⑬ロニダゾール |
| ⑦ニトロフラゾン | |

(2) 使用規制省令（別添2参照）

ア 動物用医薬品のうち、犬猫用及び観賞魚用として承認されている以下の成分を含有するものについて、食用動物への使用を禁止。

- ①クロラムフェニコール
- ②ニトロフラゾン
- ③マラカイトグリーン

イ 人用医薬品のうち、以下の成分を含有するものについて、食用動物への使用を禁止。

- ①クロラムフェニコール
- ②クロルプロマジン
- ③メトロニダゾール

2 施行期日

平成 25 年 11 月 30 日

人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある物質の 食用動物への使用制限の強化

- 薬事法により、食用動物に医薬品が残留することによる人の健康への影響を防ぐため、対象動物(牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、食用に供するための養殖水産動物)への医薬品の使用を規制。
- 食品衛生法に基づき食品中に検出されてはならないとされている物質※は食用動物用の医薬品として承認していない。

※ 化学物質の持つ発がん性等の毒性により、食品衛生法において、残留基準を定めることができず、食品中に「不検出」とされているもの

1. カルバドックス

2. クマホス

3. クロラムフェニコール

4. クロルプロマジン

5. ジエチルステルベストロール

6. ジメトリダゾール

7. ニトロフラゾン

8. ニトロフラントイン

9. フラゾリドン

10. フラルダノン

11. マラカイトグリーン

12. メロニダゾール

13. ロニダゾール

- 畜産物の安全を一層確保する観点から、以下のとおり、薬事法の省令を改正。

○ 未承認医薬品の対象動物への使用禁止(薬事法第83条の3)

現行制度

【原則】

対象動物へ使用禁止

【例外】

獣医師が診療により疾病の診断、治療又は予防の目的で使用する場合は特例として対象動物へ使用可能

新制度

【原則】

対象動物へ使用禁止

【例外からの除外】

獣医師が診療により疾病の診断、治療又は予防の目的で使用する場合も、上記の13成分を有効成分とするものは対象動物への使用を禁止

○ 動物用医薬品(薬事法第83条の4)及び人用医薬品(薬事法第83条の5)の対象動物への使用規制

現行制度

【原則】

対象動物に使用することにより人の健康を損なうおそれのある畜産物が生産されるおそれのある動物用医薬品を使用する場合は、その使用基準のとおり使用しなければならない

【獣医師による特例使用】

獣医師が診療により対象動物の疾病の治療又は予防のためやむを得ないと判断した場合

① 使用基準によらない使用が可能

② 所有者等に対し、出荷制限期間を
出荷制限指示書により指示しなければならぬ

新制度

【使用禁止基準の設定】

- 愛玩動物用・観賞魚用等動物用医薬品(クロラムフェニコール、マラカイトグリーン、ニトロフラゾン)を有効成分とするもの及び人用医薬品(クロラムフェニコール、クロルプロマジン、メロニダゾールを有効成分とするもの)を食用に供するために出荷する対象動物及び乳、鶏卵等を生産する対象動物に使用することを禁止

- なお、獣医師が対象動物に使用した場合には、所有者等に対し、その動物を食用に供するために出荷してはならない旨を
出荷禁止指示書により指示しなければならない

○農林水産省令第四十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項及び第二項ただし書（同法第八十三条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第八十三条の五第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 太田 昭宏

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令
(定義)

第一条 この省令において「動物用医薬品」とは、薬事法（以下「法」という。）第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。

2 この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品（動物用医薬品を除く。）をいう。

3 この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号に規定する対象動物をいう。

(動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準)

第二条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「動物用医薬品使用対象動物」という)以外の対象動物に使用してはならないこと。
- 二 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量(当該動物用医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該動物用医薬品を加えて使用する場合にあつては、当該用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量)により使用しなければならないこと。
- 三 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間は、使用してはならないこと。
- 四 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

(獣医師による動物用医薬品の使用に係る指示)

第三条 獣医師は、別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。(動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該動物用医薬品の名称
- 二 当該動物用医薬品の用法及び用量
- 三 当該動物用医薬品を使用した年月日
- 四 当該動物用医薬品を使用した場所
- 五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日
- 七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

(獣医師による動物用医薬品の使用の特例)

第五条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間(当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ)を別記様式第二号の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

(医薬品の使用者が遵守すべき基準)

第六条 法第八十三条の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「医薬品使用対象動物」という)以外の対象動物に使用してはならないこと。
 - 二 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。
- (獣医師による医薬品の使用に係る指示)
- 第七条 獣医師は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、その診療に係る医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。(医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第八条 医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品の名称
- 二 当該医薬品の用法及び用量
- 三 当該医薬品を使用した年月日
- 四 当該医薬品を使用した場所
- 五 当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 当該医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

別表第一(第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アスボキシリンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
アセトアミノフェンを有効成分とする飼料添加剤	豚	体重1kg当たり15mg以下の量を1日2回以下飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
硫酸アプロピルアミンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超え、ものを除く。)	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸アプロピルアミンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超え、ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり12.5mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

アゾピシリンナトリウムを有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり8mg(力価)以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺す前3日間又は食用に供するために殺す前72時間
アゾピシリンを有効成分とする子宮・膈内投与剤	牛	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために殺す前12時間
イソプロピロキサロンを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために殺す前24時間
イソプロピロキサロンを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために殺す前24時間
イベルメクチンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり100μg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
イベルメクチンを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり200μg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
イベルメクチンを有効成分とする注射剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり200μg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前40日間
イベルメクチンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり300μg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前35日間
イベルメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり500μg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前37日間
エチアミンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり5.0mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
エトキサゾールを有効成分とする外皮塗布剤	豚	1日量として1頭当たり1.7mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
エゾリノキサロンを有効成分とする外皮塗布剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を頸部から尾根部に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
エゾリノキサロンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	1日量として体重1kg当たり500μg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前20日間

エリスロマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
チオニアジンを有効成分とする注射剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水11当たり122mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
エリスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛(生後6月を超え 馬(生後12月を超え るものを除く。)	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前42日間
	豚	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
エリスロマイシンを有効成分とする乳房注入剤	牛(泌乳しているものに限る。)	1日量として搾乳後に1分房1回当たり300mg(力価)以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前5日間又は食用に供するために殺す前72時間
エノロフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水11当たり50mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
エノロフロキサシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛(生後3月を超え るものを除く。)	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前12日間
エノロフロキサシンを有効成分とする注射剤(アナルギン含有成分、効能、用法、用量、一性を有するものと認められるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために殺す前60時間
エノロフロキサシンを有効成分とする注射剤(アナルギン含有成分、効能、用法、用量、一性を有するものと認められるものを除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
エノロフロキサシンを有効成分とする注射剤(アナルギン含有成分、効能、用法、用量、一性を有するものと認められるものを除く。)	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

硫酸カナマインジンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間又は食用に供する前36時間
硫酸カナマインジンを有効成分とする鼻腔内投与剤	豚(生後2月を超え、豚ものを除く。)	1日量として1頭当たり160mg(力価)以下の量を鼻腔内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供する前10日間
硫酸カナマインジンを有効成分とする気管内投与剤	牛(生後6月を超え、豚ものを除く。)	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を気管内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前33日間
カルバニリルを有効成分とする外投散布剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として1頭当たり3g以下の量を畜体に直接散布すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
カルバニリルを有効成分とする外投噴霧剤	牛(搾乳牛を除く。)	0.5%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前7日間又は食用に供する前1日間
カルベトシンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として1頭当たり0.2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
キタサマインジンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり330g(力価)以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
グリカルピラミドを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり60g以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
塩酸クレンゾテロールを有効成分とする強制経口投与剤	馬	体重1kg当たり0.8mg以下の量を1日2回以下強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前28日間

塩酸クレンゾテロールを有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.3mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前9日間又は食用に供する前120時間
クロプロフェノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤	牛	1日量として1頭当たり0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
デーケロプロフェノールを有効成分とする注射剤	豚	1日量として1頭当たり0.15mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飼料に混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間又は食用に供する前15日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり440g(力価)以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり440g(力価)以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	牛(搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり220mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後1月を超え、豚ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
塩酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として1頭当たり500mg(力価)以下の量を子宮内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前18日間又は食用に供する前72時間
グルコン酸クロルテトラサイクリンを有効成分とする浸漬剤	牛	1%以下の水溶液に搾乳後の乳頭を浸漬すること。	—

硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飼料添加剤	牛(生後3月を超え、ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり2mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛(生後3月を超え、ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり2mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
硫酸ゲンタマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	豚(生後10日を超え、ものを除く。)	1日量として1頭当たり5mg(力価)以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飼料添加剤	豚(生後4月を超え、ものを除く。)	飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
硫酸コリスチンを有効成分とする飲水添加剤	牛(生後6月を超え、ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚(生後4月を超え、ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸を有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり50g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
酒石酸酢酸イソ吉草酸を有効成分とする飲水添加剤	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり500g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり250mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
酢酸クロステボルを有効成分とする注射剤	豚(生後7日を超え、ものを除く。)	1日量として1頭当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前20日間
ジコロールイソニアズル酸ナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	豚	飲水1l当たり100mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり100mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前1日間
塩化ジメチルジメチルアミンを有効成分とする飲水添加剤	鶏	飲水1l当たり16.7mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間

硫酸ジヒドロストربتオマイシンを有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)(搾乳にあつては10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前90日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	馬	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前60日間
	豚	1日量として体重1kg当たり100mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前90日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり100mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前29日間
シプロトリンを有効成分とする耳標剤	牛	左右の耳介に各1.5g以下の量を装着すること。	—
臭化アリフニウムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり0.2mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
塩酸ジフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
ジヨサマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり400g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり50mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと水揚げする前20日間
シロゲンチンを有効成分とする飼料添加剤	鶏	飼料1t当たり5g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
硫酸ストربتオマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間又は搾乳する前72時間
	豚	1日量として体重1kg当たり30mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間

タイロジンを有効成分とする注射剤	牛		1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間は食用に供するためにと殺する前96時間
マシロ酸ゾノフロキチンを有効成分とする飲料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)		1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
マシロ酸ゾノフロキチンを有効成分とする注射剤	牛		1日量として体重1kg当たり2.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前6日間又は食用に供するためにと殺する前48時間
マシロ酸ゾノフロキチンを有効成分とする注射剤	豚		1日量として体重1kg当たり2.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前25日間
マシロ酸ゾノフロキチンを有効成分とする注射剤	豚		飼料1t当たり300g(力価)以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
マシロ酸ゾノフロキチンを有効成分とする飲料添加剤	豚		飲水1l当たり60mg(力価)以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
チアムリンを有効成分とする注射剤	豚		1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
チアムリンを有効成分とする飲料添加剤	豚 (生後4月を超えたるものを除く。)		飼料1t当たり200g以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
チアムリンを有効成分とする飲料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)		飼料1t当たり500g以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
チアムリンを有効成分とする飲料添加剤	すずき目魚類		1日量として体重1kg当たり50mg以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
チアムリンを有効成分とする飲料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)		飲水1l当たり500mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
チアムリンを有効成分とする飲料添加剤	牛 (搾乳牛を除く。)		1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
チアムリンを有効成分とする飲料添加剤	豚 (生後4月を超えたるものを除く。)		1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前10日間

リン酸チルミコジンを有効成分とする飲料添加剤	牛 (生後3月を超えたるものを除く。)		1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前47日間
チルミコジンを有効成分とする注射剤	豚		飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
チルミコジンを有効成分とする注射剤	牛 (生後15月を超えたるものを除く。)		1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前76日間
ソラノロイアインジンを有効成分とする注射剤	豚		1日量として体重1kg当たり2.5mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
デコキネートと有効成分とする飲料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)		飼料1t当たり40g以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
チルミコジンを有効成分とする飲料添加剤	豚		飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
チルミコジンを有効成分とする飲料添加剤	豚		飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
チルミコジンを有効成分とする飲料添加剤	豚		飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
チルミコジンを有効成分とする飲料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)		飼料1t当たり200g(力価)以下の量を混合して経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
チルミコジンを有効成分とする飲料添加剤	すずき目魚類		1日量として体重1kg当たり100,000単位以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
チルミコジンを有効成分とする飲料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)		飲水1l当たり200mg(力価)以下の量又は1日量として体重1kg当たり24mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間

ピオオノールを有効成分とする強制経口投与剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を強制的に経口投与すること。1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
フェバソニルを有効成分とする飼料添加剤	ふぐ目魚類	1日量として体重1kg当たり25mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと揚げる前21日間
フェバソニルを有効成分とする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり6mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
フェンペンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料1t当たり15g以下の量又は1日量として体重1kg当たり3mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
硫酸フロジオオマイシンを有効成分とする飼料添加剤 (別表第2に掲げるものを除く。)	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として、体重1kg当たり20mg (力価) 以下で、かつ、1頭当たり1,000mg (力価) を超えない量を飼料に混じて経口投与すること。 飼料1t当たり200g (力価) 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
硫酸フロジオオマイシンを有効成分とする飼料添加剤 (別表第2に掲げるものを除く。)	豚	飼料1t当たり200g (力価) (産卵鶏にあつては70g (力価)) 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
硫酸フロジオオマイシンを有効成分とする飼料添加剤 (別表第2に掲げるものを除く。)	鶏 (産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり10mg (力価) 以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
プラジクアンテルを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり150mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと揚げる前10日間
フルニキシメグルミンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前10日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	馬	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
	豚	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
フルバビネートを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂	蜜蜂の巣板4枚当たり0.9g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	食用に供する蜂蜜及びその他の生産物を生産している期間

フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 飼料1t当たり30g以下の量を混じり、又は1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚	飼料1t当たり30g以下の量を混じり、又は1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルベンダゾールを有効成分とする飲水添加剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルベンダゾールを有効成分とする強制経口投与剤	牛	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	馬	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を鼻部から尾根部に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前2日間
	鶏	1日量として1羽当たり1mg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
プロチゾラムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり2.4mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前2日間又は食用に供するために搾乳する前12時間
プロペタンホスを有効成分とする外皮噴霧剤	牛 (搾乳牛を除く。)	0.05%以下の水溶液を1日1回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フロムフェノホスを有効成分とする強制経口投与剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり12mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前21日間

フロロフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	豚	すずき目魚類	飼料1t当たり40g以下の量又は1日量として以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺す前3日間
フロロフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	豚	にしん目魚類(淡水中で養殖されているもの) うなぎ目魚類	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと水揚げする前7日間
フロロフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	豚	鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺す前5日間
フロロフェニコールを有効成分とする注射剤	牛(搾乳牛を除く。)	豚	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺す前30日間 食用に供するためにと殺す前21日間
ペルメトリンを有効成分とする耳標剤	牛	—	左右の耳介に各15g以下の量を装着すること。	—
ペンシリンペニシリンを有効成分とする注射剤(別表第2に掲げるものを除く。)	牛 馬 豚	豚	1日量として体重1kg当たり15,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり5,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり50,000単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺す前14日間又は食用に供する前6時間 食用に供するためにと殺す前14日間 食用に供するためにと殺す前14日間

ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飼料添加剤	牛(搾乳牛を除く。)	すずき目魚類	体重1kg当たり40mg(力価)以下の量を1日2回飼料に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり40mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺す前7日間
ホスホマイシンカルシウムを有効成分とする飼料添加剤	牛	豚	体重1kg当たり40mg(力価)以下の量を1日2回飲水に混じて経口投与すること。 1日量として体重1kg当たり20mg(力価)以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺す前7日間
ポリクサリンホルム酸オレイン酸を有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	豚	1日量として体重1kg当たり25mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと水揚げする前30日間
マロリンを有効成分とする注射剤	牛	豚	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺す前4日間又は食用に供するためにと殺す前48時間 食用に供するためにと殺す前4日間
ミロキサジンを有効成分とする飼料添加剤	うなぎ目魚類(うなぎにあつては、もの及び食用に供する前20日間には飼育水の交換率が1日平均40%以上体重100gを超えるもの)	豚	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと水揚げする前20日間
ミロキサジンを有効成分とする飼料添加剤	豚	豚	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 飼料1t当たり100g(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 7日量として蜜蜂の育児箱1箱当たり75mg(力価)以下の量を飼料に混じて250gとしたものを経口投与すること。	食用に供する前7日間 食用に供する前5日間 食用に供する蜂窩及びその他の生産物を生産する前14日間

ミロサマイシンを有効成分とする注射液	豚 (産卵豚を除く。)	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
ミロサマイシンを有効成分とする注射液	豚 (生後4月を超え豚ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前25日間
メシリナムを有効成分とする注射液	牛	1日量として体重1kg当たり5mg(力価)以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
メトクロプラミドを有効成分とする錠剤	牛	体重1kg当たり0.8mg以下の量を1日2回以下強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
塩酸メトクロプラミドを有効成分とする注射液	豚	体重1kg当たり0.4mg以下の量を1日2回以下皮下、筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前1日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
メロキシカムを有効成分とする注射液	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり0.5mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前18日間
メソプロトン	豚 (生後4月を超え豚ものを除く。)	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
メソプロトン	牛	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前25日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
モキシデクチンを有効成分とする外用塗布剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり500µg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前14日間

酒石酸モロシトールを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
酒石酸モロシトールを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり15mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
塩酸リソコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚 (産卵豚を除く。)	飼料1t当たり110g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
塩酸リソコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚 (産卵豚を除く。)	飼料1t当たり44g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
塩酸リソコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前4日間
塩酸リソコマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚 (産卵豚を除く。)	1日量として体重1kg当たり2mg(力価)以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
塩酸シバミゾールを有効成分とする飼料添加剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前7日間
塩酸シバミゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間
塩酸シバミゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚 (産卵豚を除く。)	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前9日間

塩酸シバミゾールを有効成分とする強制経口投与剤	牛 (搾乳牛を除く。)	豚 (産卵鶏を除く。)	鶏 (産卵鶏を除く。)	アンピシリンナトリウム及びクロキサリンナトリウムを含有した注射剤	アンピシリンナトリウム及びクロキサリンナトリウムを含有した注射剤
1日量として体重1kg当たり7.5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり30mg以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として体重1kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	1日量として体重1kg当たりアンピシリンナトリウム250g以下及びクロキサリンナトリウム16g以下の量を混じて経口投与すること。	1日量として体重1kg当たりアンピシリン6mg(力価)以下及びクロキサリン6mg(力価)以下の量を静脈内に注射すること。
食用に供するためにと殺する前7日間	食用に供するためにと殺する前5日間	食用に供するためにと殺する前9日間	食用に供するためにと殺する前18日間	食用に供するためにと殺する前3日間又は食用に供するために搾乳する前72時間	食用に供するためにと殺する前5日間

別表第2 (第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。	「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。	「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に投与する動物用医薬品をいう。	「薬浴剤」とは、容器内において淡水若しくは海水に添加し、又は混和して浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。
「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。	「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内若しくは膈内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。	「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。	「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する動物用医薬品をいう。	「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する動物用医薬品をいう。	「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する動物用医薬品をいう。	「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。	「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する動物用医薬品をいう。	「懸垂剤」とは、果箱内において懸垂する方法により投与する動物用医薬品をいう。	「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。			

イベルメクチン及びブロンジクタールを含有した配合剤たる強制経口投与剤であつて、これにシロリコリン(この分量、用法、用量、効能、効果等が同一であるものを認む。)を除く。	馬	1日量として体重1kg当たりイベルメクチン200mg以下及びブロンジクタール1.5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前27日間
イベルメクチン及びブロンジクタールを含有した配合剤であつて、これにシロリコリン(この分量、用法、用量、効能、効果等が同一であるものを認む。)を除く。	馬	1日量として体重1kg当たりイベルメクチン200mg以下及びブロンジクタール1.5mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前35日間
アルキルトリマキルアンモニウムカルシウムオキシド硫酸アラジニアを含有した配合剤たる飼料添加剤	豚	飼料1t当たりアルキルトリマキルアンモニウムカルシウムオキシド230g(力価)以下及び硫酸アラジニア175g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
塩酸オキシトトラサリクタール及び硫酸アラジニアを含有した配合剤たる飼料添加剤	牛 (生後6月を超え、生後4月を超え、豚(生後4月を超え、ものを除く。))	1日量として体重1kg当たり塩酸オキシトトラサリク15mg(力価)以下及び硫酸アラジニア10.5mg(力価)以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	飼料1t当たり塩酸オキシトトラサリク250g(力価)以下及び硫酸アラジニア175g(力価)以下の量を混じて経口投与すること。

硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当 たり硫酸オキシネト イケンベニシ11mg(力 価)以下及び硫酸フ ラジネトイケンベニ シ7.7mg(力価)以下 の量を飲水に溶かし て経口投与すること。	食用に供するためにと 殺する前7日間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当 たり硫酸オキシネト イケンベニシ5.5mg(力 価)以下及び硫酸フ ラジネトイケンベニ シ3.85mg(力価)以 下の量を飲水に溶か して経口投与すること。	食用に供するためにと 殺する前7日間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり硫酸オ キシネトイケンベニ シ220mg(力価)以 下及び硫酸フラジネ トイケンベニシ154 mg(力価)以下の量 を溶かして経口投与 すること。	食用に供するためにと 殺する前7日間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	豚	飼料1t当たり硫酸カ ナマインシ180g(力 価)以下及びペンシ 60,000,000単位以 下の量を混合して経 口投与すること。	食用に供するためにと 殺する前14日間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり硫酸カ ナマインシ270g(力 価)以下及びペンシ 90,000,000単位以 下の量を混合して経 口投与すること。	食用に供するためにと 殺する前12日間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	牛 (泌乳しているも のに限る。)	1日量として搾乳後に1 分房1回当たり硫酸カ ナマインシ300mg(力 価)以下及びペンシ 300,000単位以下の 量を注入すること。	食用に供するためにと 殺する前50日間又は食 用に供するためには搾 乳する前96時間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり硫酸カ ナマインシ60g以下 及びペンシ125g以下 の量を混合して経口 投与すること。	食用に供するためにと 殺する前14日間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料1t当たり硫酸カ ナマインシ60g以下 及びペンシ125g以下 の量を混合して経口 投与すること。	食用に供するためにと 殺する前7日間

硫酸クロルネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	豚 (生後4月を超え るものを除く。)	飼料1t当たり硫酸ク ロルネトイケンベニ シ200g(力価)以下 及びペンシ200g以 下の量を混合して経 口投与すること。	食用に供するためにと 殺する前15日間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飲水1l当たり硫酸オ キシネトイケンベニ シ19.2mg以下及び 硫酸フラジネトイ ケンベニシ76.8mg 以下の量を溶かし て経口投与すること。	食用に供するためにと 殺する前14日間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	牛	1日量として体重1kg 当たり硫酸オキシネ トイケンベニシ12.5 mg(力価)以下及び 硫酸ペンシ10mg(力 価)以下の量を飲水 に溶かして経口投与 すること。	食用に供するためにと 殺する前96時間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	馬	1日量として体重1kg 当たり硫酸オキシネ トイケンベニシ12.5 mg(力価)以下及び 硫酸ペンシ10,000 単位以下の量を筋 肉内に注射すること。	食用に供するためにと 殺する前28日間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg 当たり硫酸オキシネ トイケンベニシ25mg (力価)以下及びペン シ20,000単位以 下の量を筋肉内に注 射すること。	食用に供するためにと 殺する前90日間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	牛	1日量として1頭当 たり硫酸オキシネト イケンベニシ400mg (力価)以下及びペン シ400,000単位以 下の量を子宮内に 投与すること。	食用に供するためにと 殺する前7日間又は食 用に供するためには搾 乳する前24時間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	牛 (泌乳しているも のを除く。)	1日量として乾乳期 初期に1分房1回当 たり硫酸オキシネト イケンベニシ1g以下 及びペンシ1,000,000 単位以下の量を注 入すること。	食用に供するためにと 殺する前50日間
硫酸オキシネトトラサ イケンベニシを有 効成分とする配合 剤たる飲水添加剤	牛 (泌乳しているも のを除く。)	1日量として搾乳後 に1分房1回当たり 硫酸オキシネトイ ケンベニシ300mg(力 価)以下及びペンシ 300,000単位以 下の量を注入すること。	食用に供するためにと 殺する前96時間

キプロフロキサロンメトキサミンを有効成分とする配合剤たる強制経口投与剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1 日量として体重 1kg 当たり 5mg 以下及びオトルムトリン 5mg 以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
キプロフロキサロンメトキサミン及びピロメタミジンと有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料 1 t 当たり スルフロキサロンメトキサミン 5g 以下及びピロメタミジン 1g 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 7 日間
リン酸タロジン及びピロメタミジンと有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚 (生後 4 月を超えたるものを除く。)	飼料 1 t 当たり リン酸タロジン 100 g (力能) ジン 100 g 以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前 15 日間
ベンジルペニシリンフロキサリン及びベンゼタミンを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛 豚	1 日量として体重 1kg 当たりベンジルペニシリン 7,500 単位以下及びベンゼタミンを 7,500 単位以下の量を筋肉内に注射すること。 1 日量として体重 1kg 当たりベンジルペニシリン 15,000 単位以下及びベンゼタミンを 15,000 単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前 14 日間

- 注 1 「配合剤」とは、2 種類以上の有効成分を配合する動物用医薬品をいう。
- 2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。
- 3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。
- 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する動物用医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 6 「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内若しくは膈内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第 3 (第 2 条から第 4 条まで関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

ニトロフラゾン	有効成分とす	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
マロカイトグリーン	有効成分とす	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別表第 4 (第 6 条から第 8 条まで関係)

医薬品	医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
クロルプロフェン	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
メトロニダゾールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別記様式第 1 号 (第 3 条及び第 7 条関係)

出荷禁止指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は管理者の住所及び氏名 _____

獣医師の住所及び氏名 _____

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第 3 条及び第 7 条の規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはならないことを指示する。

記

- 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数 _____
- 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴 _____
- 指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名 _____

指示年月日	使用動物用医薬品名又は使用医薬品名
年 月 日	

4 参考事項 _____

備考

- 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような必要な事項を記載すること。
- 参考事項の欄には、獣医師がその直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させるときに、当該動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は医薬品を投与すべき時期を記載すること。

別記様式第 2 号 (第 5 条関係)

出荷制限期間指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第 5 条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日まで	月 日(時) まで
4 参考事項		

備考

- 1 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品を投与すべき時期を記載すること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の動物用医薬品の使用の規制に関する省令(以下「旧省令」という。)第一条に規定する医薬品(次条において「医薬品」という。)の使用に係る法第八十三条の四第一項の使用が遵守すべき基準については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前に旧省令第四条の規定に基づき行われた医薬品の使用に係る措置については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類については、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第六条 この省令の施行後六月を経過する日までの間に、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する動物用医薬品に係る動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)第百七十一条第七号及び第百七十六条第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。

第七条 この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令新旧対照条文
○薬事法に基づく医薬品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令(平成十五年農林水産省令第七十号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>薬事法(以下「法」という。)第八十三条の三ただし書の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で医薬品(別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。次号において同じ。)を当該対象動物に使用する場合</p> <p>三 対象動物の所有者又は当該対象動物を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物の運送の委託を受けた者を除く。)が、当該対象動物を診療した獣医師から交付された医薬品を用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意についての当該獣医師の指示に従い当該対象動物に使用する場合</p> <p>四 (略)</p> <p>別表</p> <p>一 カルバドックス</p> <p>二 クマホス</p> <p>三 クロラムフェニコール</p> <p>四 クロルプロマジン</p> <p>五 ジエチルスチルベストロール</p> <p>六 ジメトリダゾール</p> <p>七 ニトロフラゾン</p> <p>八 ニトロフラントイン</p> <p>九 フラゾリドン</p> <p>十 フラルタドン</p> <p>十一 マラカイトグリーン</p>	<p>薬事法(以下「法」という。)第八十三条の三ただし書の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で医薬品を当該対象動物に使用する場合</p> <p>三 対象動物の所有者又は当該対象動物を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該動物の運送の委託を受けた者を除く。)が、当該対象動物を診療した獣医師から交付された医薬品を用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意についての当該獣医師の指示に従い当該対象動物に使用する場合</p> <p>四 (略)</p> <p>(新設)</p>

十二 | メトロニダゾール
十三 | ロニダゾール

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令

(動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和五十五年農林水産省令第四十二号) 新旧対照条文)

(傍線部分は変更部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「動物用医薬品」とは、薬事法(以下「法」という。) 第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。</p> <p>2 この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品(動物 用医薬品を除く。)をいう。</p> <p>3 この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み 替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。</p> <p>(動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準)</p> <p>第二条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとお りとする。</p> <p>一 別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、 それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対 象動物の欄に掲げる動物(以下「動物用医薬品使用対象動物」という。)以 外の対象動物に使用してはならないこと。</p> <p>二 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用 医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対 象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量 (当該動物用医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該動物用医薬品を加 えて使用する場合にあっては、当該用量から当該飼料を含む当該成分の量を 控除した量)により使用しなければならないこと。</p>	<p style="text-align: center;">動物用医薬品の使用の規制に関する省令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「医薬品」とは、専ら動物のために使用されることが 目的とされている医薬品をいう。</p> <p>(対象動物)</p> <p>第二条 この省令において「対象動物」とは、薬事法(以下「法」という。) 第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号 ロに規定する対象動物をいう。</p> <p>(使用者が遵守すべき基準)</p> <p>第三条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとお りとする。</p> <p>一 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品は、それぞれ、当該医 薬品の種類に応じこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「使用 対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。</p> <p>二 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用 するとき、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及 び用量の欄に掲げる用法及び用量(当該医薬品の成分と同一の成分を含む飼 料に当該医薬品を加えて使用する場合にあっては、その用量から当該飼料が 含む当該成分の量を控除した量)により使用しなければならないこと。</p>

三 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間は、使用してはならないこと。

四 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

(獣医師による動物用医薬品の使用に係る指示)

第三条 獣医師は、別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

(動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該動物用医薬品の名称
- 二 当該動物用医薬品の用法及び用量
- 三 当該動物用医薬品を使用した年月日
- 四 当該動物用医薬品を使用した場所
- 五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日
- 七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあつては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に

三 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間を除く期間において使用しなければならないこと。

供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

(獣医師による動物用医薬品の使用の特例)

第五条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式第二号の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

(獣医師の使用の特例)

第四条 獣医師は、法第八十三条の四第二項ただし書の規定により医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式の出荷制限期間指示書により指示してしなければならない。この場合において、別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するとき、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

(帳簿の記載)

第五条 使用者は、別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品を使用した年月日
- 二 当該医薬品を使用した場所
- 三 当該使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 四 当該医薬品の名称
- 五 当該医薬品の用法及び用量
- 六 当該使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺若しくは水揚げ又は出荷することができる年月日

(医薬品の使用者が遵守すべき基準)

第六条 法第八十三条の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の

医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。

二 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

（獣医師による医薬品の使用に係る指示）

第七条 獣医師は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、その診療に係る医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

（医薬品の使用に係る帳簿の記載）

第八条 医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品の名称
- 二 当該医薬品の用法及び用量
- 三 当該医薬品を使用した年月日
- 四 当該医薬品を使用した場所
- 五 当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 当該医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためこと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

別表第 1（第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略
アミトラーズを有効成分	蜜蜂（採蜜している	蜜蜂の巣板 4 枚当たり	—

別表第 1（第 3 条関係）

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略
アミトラーズを有効成分	みつばち（採蜜して	みつばちの巣板 4 枚当	—

分とする懸垂剤	ものを除く。)	0.5g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	
略	略	略	略
フルバリンートを有効成分とする懸垂剤	<u>蜜蜂</u>	<u>蜜蜂</u> の巣板4枚当たり0.9g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	食用に供する <u>蜂蜜</u> 及び <u>その他の生産物</u> を生産している期間
略	略	略	略
ミロサマイソンを有効成分とする飼料添加剤	豚 鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。 飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混ぜて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間 食用に供するために殺する前5日間
略	<u>蜜蜂</u>	7日量として <u>蜜蜂</u> の育児箱1箱当たり75mg(力価)以下の量を飼料に混ぜて250gとしたものを経口投与すること。	食用に供する <u>蜂蜜</u> 及び <u>その他の生産物</u> を生産する前14日間

注 1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。

2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。

3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制

分とする懸垂剤	いるものを除く。)	たり0.5g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	
略	略	略	略
フルバリンートを有効成分とする懸垂剤	<u>みつばち</u>	<u>みつばち</u> の巣板4枚当たり0.9g以下の量を巣箱内に懸垂すること。	食用に供する <u>はちみつ</u> 及び <u>その他の生産物</u> を生産している期間
略	略	略	略
ミロサマイソンを有効成分とする飼料添加剤	豚 鶏(産卵鶏を除く。)	1日量として体重1kg当たり4mg(力価)以下の量を飼料に混ぜて経口投与すること。 飼料1t当たり100g(力価)以下の量を混ぜて経口投与すること。	食用に供するために殺する前7日間 食用に供するために殺する前5日間
略	<u>みつばち</u>	7日量として <u>みつばち</u> の育児箱1箱当たり75mg(力価)以下の量を飼料に混ぜて250gとしたものを経口投与すること。	食用に供する <u>はちみつ</u> 及び <u>その他の生産物</u> を生産する前14日間

注 1 「飼料添加剤」とは、飼料に添加、混和又は浸潤して投与する医薬品をいう。

2 「飲水添加剤」とは、飲水に添加又は混和して投与する医薬品をいう。

3 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制

的に投与する動物用医薬品をいう。

- 4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水若しくは海水に添加し、又は混和して浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 6 「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内若しくは膈内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 7 「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 8 「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧し、又は注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 9 「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 10 「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 11 「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 15 「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 16 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 17 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

的に経口投与する医薬品をいう。

- 4 「薬浴剤」とは、容器内において淡水又は海水に添加又は混和して浸漬する方法により投与する医薬品をいう。
- 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 6 「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内又は膈内に注入又は挿入する方法により投与する医薬品をいう。
- 7 「鼻腔内投与剤」とは、鼻腔内に噴霧又は注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 8 「気管内投与剤」とは、気管内に噴霧又は注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 9 「外皮塗布剤」とは、外皮に塗布する方法により投与する医薬品をいう。
- 10 「外皮散布剤」とは、外皮に散布する方法により投与する医薬品をいう。
- 11 「外皮噴霧剤」とは、外皮に噴霧する方法により投与する医薬品をいう。
- 12 「乳房注入剤」とは、乳房内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
- 13 「浸漬剤」とは、容器内において浸漬する方法により投与する医薬品をいう。
- 14 「耳標剤」とは、耳介に装着する方法により投与する医薬品をいう。
- 15 「懸垂剤」とは、巣箱内において懸垂する方法により投与する医薬品をいう。
- 16 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 17 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第2 (第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略

- 注
- 1 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する動物用医薬品をいう。
 - 2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。
 - 3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。
 - 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する動物用医薬品をいう。
 - 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
 - 6 「子宮・膣内投与剤」とは、子宮内若しくは膣内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
 - 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
 - 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
 - 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第3 (第2条から第4条まで関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコール を有効成分とするもの	対象動物	食用に供するため に出荷する対象動物

別表第2 (第3条関係)

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
略	略	略	略

- 注
- 1 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する医薬品をいう。
 - 2 「飼料添加剤」とは、飼料に添加、混和又は浸潤して投与する医薬品をいう。
 - 3 「飲水添加剤」とは、飲水に添加又は混和して投与する医薬品をいう。
 - 4 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する医薬品をいう。
 - 5 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する医薬品をいう。
 - 6 「子宮・膣内投与剤」とは、子宮内又は膣内に注入又は挿入する方法により投与する医薬品をいう。
 - 7 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する医薬品をいう。
 - 8 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
 - 9 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

(擬認)

		物及び食用に供する ために出荷する 乳、鶏卵等を生産 する対象動物への 使用
<u>ニトロフランゼンを有効成分とするもの</u>	<u>対象動物</u>	食用に供するため に出荷する対象動 物及び食用に供す るために出荷する 乳、鶏卵等を生産 する対象動物への 使用
<u>マラカイトグリーンを有効成分とするもの</u>	<u>対象動物</u>	食用に供するため に出荷する対象動 物及び食用に供す るために出荷する 乳、鶏卵等を生産 する対象動物への 使用

別表第4 (第6条から第8条まで関係)

<u>医薬品</u>	<u>医薬品使用対象動物</u>	<u>使用禁止用途</u>
<u>クロラムフェニコールを有効成分とするもの</u>	<u>対象動物</u>	食用に供するため に出荷する対象動 物及び食用に供す るために出荷する 乳、鶏卵等を生産

(薬認)


		する対象動物への 使用
クロルプロマジン含有 効成分とするもの	対象動物	食用に供するため に出荷する対象動 物及び食用に供す るために出荷する 乳、鶏卵等を生産 する対象動物への 使用
メトロニダゾール含有 効成分とするもの	対象動物	食用に供するため に出荷する対象動 物及び食用に供す るために出荷する 乳、鶏卵等を生産 する対象動物への 使用

別記様式第1号 (第3条及び第7条関係)

出荷禁止指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名 

(捺印)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条及び第7条の規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはならないことを指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名

指示年月日	使用動物用医薬品名又は使用医薬品名
____年 ____月 ____日	

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がその直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は医薬品を投与すべき時期を記載すること。

別記様式第2号 (第5条関係)

出荷制限期間指示書

年 月 日

別記様式 (第4条関係)

出荷制限期間指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名 印

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第5条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日 日まで	月 日 (時) まで
~~~~~		
~~~~~		

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品

指示に係る動物の所有者又は
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所
氏名 印

動物用医薬品の使用の規制に関する省令第4条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭数
- 2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日 日まで	月 日 (時) まで
~~~~~		
~~~~~		

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に医薬品を投与させる場合に、当該医薬品の品名、用法及び用量並びに当該医薬品を投与すべき

を投与すべき時期を記載すること。

附則 (略)

時期を記載すること。

附則 (略)